

徳島県告示第百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社サンコーフ アーマシー	美馬市脇町大字脇町 七一四 一	サンコー薬局羅漢店	板野郡板野町羅漢字 前田五八 一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年二月 一日
医療法人城東外科	徳島市福島一丁目六 五八	城東整形外科内科	徳島市福島一丁目六 五八	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 訪問看護 居宅療養管理指導	同 一日 六月
郡 太郎	同 新浜本町一丁 目七 六六	こおりクリニック	同 新浜本町一丁 目七 六六	通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	同 一日 八月
医療法人成悠会	小松島市中田町字狭 間四七	南徳島クリニック	小松島市中田町字狭 間四七	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	令和五年一月 五日